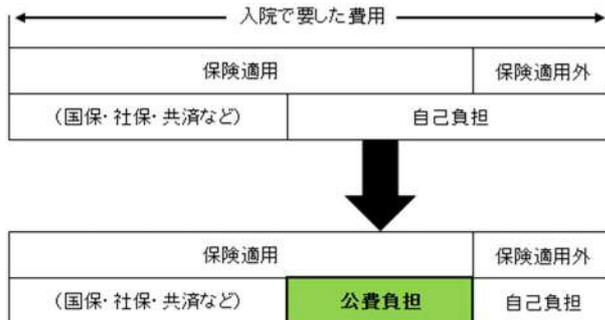


新型コロナウイルス感染症の入院医療費公費負担申請について

新型コロナウイルス感染症と診断され、入院勧告が行われた場合、入院勧告期間中の入院治療に要する医療費については、必要な費用を公費で負担する制度があります。**ただし、公費で負担するためには、入院勧告を受けた方(またはご家族)からの申請書類の提出が必要です。**

※申請がない場合、病院へ自己負担分をお支払いしていただくことになります。



※世帯全員の市町村民税の所得割額の合算額が56万4千円を超える方は、**月額2万円を上限として一部負担があります。**

一部負担がある場合は、申請住所宛てに納入通知書を送付いたしますので、期限(約2週間)までに支払手続きをお願いします。

※日用品の購入代など、一部公費対象外となる費用があります。

※一部負担が生じる場合のみ、公費負担決定通知を送付します。

提出書類一覧

- ① 感染症患者医療費公費負担申請書(様式 16 又は 17)
 - ② 世帯調書
 - ③ 委任状(※)、念書(亡くなった場合等)
 - ※申請者が患者本人又は保護者以外の場合のみ。
 - ④ 患者本人と同一世帯全員の住民票(原本)
 - ※1人世帯でも必ず世帯全員の住民票をとること
 - ※発行日から3ヶ月以内のもので、続柄が記載されているもの
 - ⑤ 市町村民税の所得割額を証明する書類(対象者全員分)(原本)
 - (1) 市町村民税・県民税特別徴収税額通知書
 - (2) 市町村民税・県民税税額決定・納税通知書
 - (3) 市町村民税・県民税課税(非課税)証明書

} いずれか
- ※提出対象者は、世帯調書に記載された、患者本人並びにその配偶者及び患者本人と生計を一にする絶対的扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹)全員です。
- ※4月から6月に入院している方は、前年度の証明書を、7月から3月に入院している方は今年度の証明書を添付する必要があります。6から7月にかけて入院している方は、前年度及び今年度の証明書の2枚が必要です。
- ⑥ 医療保険証の提示又はコピー
 - ⑦ 入院勧告・措置に関する書面通知の写し

世帯調書の記載方法は、記載要領をご確認ください。